

重要なお知らせ

令和7年度から

集合税方式から“単税方式”へ

市税の“納め方”が変わります。

これまで、固定資産税・都市計画税、市民税県民税・森林環境税、国民健康保険税、軽自動車税(種別割)をまとめて納付する「集合税方式」でしたが、令和7年度からは、それぞれの税目ごとに納める「単税方式」に変更となりとなります。



世界ジオパークのまち
糸魚川市



◆これまで(令和6年度まで)「集合税方式」

税目	納付回数	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
固定資産税 都市計画税	10回											
市民税県民税 森林環境税		1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期	
国民健康保険税												
軽自動車税	1回		1期									



◎各税目の納付回数と納付月が変わり、税目ごとに納税通知書と納付書を送付します。

◆これから(令和7年度から)「単税方式」

税目	納付回数	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
固定資産税 都市計画税	4回	1期		2期					3期		4期	
市民税県民税 森林環境税	4回		1期		2期		3期			4期		
国民健康保険税	9回			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期
軽自動車税	1回	1期										

※変更等により、上記の月以外にも納付をお願いする場合があります。

【変更の理由】

国のデジタル化推進により、自治体システムの全国標準化が法律で定められ、全国標準となる「単税方式」に変更する必要があるためです。

Q 「単税方式」になると、どう変わるの？

A 大きく変わるのは、「納付回数」と「納付月」です。「固定資産税・都市計画税」、「市民税県民税・森林環境税」は、納付回数が10回から4回に変わります。

なお、「納付回数」と「納付月」が変わるだけで、1年間に納める税額が増えることはありません。



- ▶「固定資産税・都市計画税」、「軽自動車税」の第1期の納付月が5月になり、これまでより1か月早くなります。
- ▶「国民健康保険税」の第1期の納付月は7月からになり、納付回数は9回に変わります。

★裏面もご覧ください。

納税通知書、納付書が変わります。

◆これまで(令和6年度まで)「集合税方式」

税目	送付するもの	送付時期
集合税 ・ 固定資産税・都市計画税 ・ 市民税県民税・森林環境税 ・ 国民健康保険税 ・ 軽自動車税	納税通知書 + 納付書1枚(全期前納) ※複数の税の内容をまとめて記載 + 納付書10枚(①~⑩期用) ※複数の税をまとめて納付(軽自動車税は1枚)	6月中旬

◆これから(令和7年度から)「単税方式」

税目	送付するもの	送付時期
固定資産税・都市計画税	納税通知書 + 納付書4枚	5月中旬
市民税県民税・森林環境税	納税通知書 + 納付書4枚	6月中旬
国民健康保険税	納税通知書 + 納付書9枚	7月中旬
軽自動車税	納税通知書 + 納付書1枚	5月中旬



- ▶納税通知書と納付書は、税目ごとに送付時期が異なります。
- ▶全期前納用の納付書が無くなり、全て期別ごとの納付書になります。ただし、まとめて一括で納付することは可能です。

★現在、口座振替で納付している方へ ◎改めての手續の必要はありません。

- ・税目ごとに納税通知書が送付されます。(これまでと同様に納付書は送付されません。)
- ・税目ごとに口座からの引落しを行い、通帳には税目ごとに記帳されます。(全期前納の振替は、これまでのとおり、それぞれの税目の第1期に振替になります。)
- ・税目ごとにそれぞれ別の口座からの引落しが可能となります。新たに口座振替を希望される場合は、金融機関で手續が必要となります。

市税の納付は、
“口座振替” をご利用ください。

便利

確実

安全



問合せ:糸魚川市 市民部 市民課 納税係 ☎025-552-1511